五　公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。
六　株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。
七　前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（感染症対策部並びに水道課及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条から第四十八条までを次のように改める。

（水道課の所掌事務）

第四十六条　水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　水道に関すること。
二　井戸水その他水の衛生に関すること。

（食品基準審査課の所掌事務）

第四十七条　食品基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準に関すること（食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。
二　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する規格又は基準に関すること。
三　食品衛生法第八条第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。
四　栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限り、食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。
五　食品及び添加物の衛生に関する輸出検査の基準に関すること。
六　健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関すること。

（食品監視安全課の所掌事務）

第四十八条　食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。
二　食品衛生法第五十一条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。
三　食品衛生に関する施策に関する情報の提供及び国民からの意見の聴取に関すること。
四　食品衛生監視員に関すること。
五　食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（感染症対策部の所掌に属するものを除く。）。
六　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。
七　食品衛生法第二十九条第一項に規定する製品検査並びに同項及び同条第二項に規定する検査施設に関すること。
八　食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。
九　と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関すること。
十　化製場その他これに類する施設の規制に関すること。

第一章第二節第三款第三目中第四十八条の次に次の三条を加える。

（企画・検疫課の所掌事務）

第四十八条の二　企画・検疫課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　感染症対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関すること。
三　港及び飛行場における検疫に関すること。
四　販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関すること。
五　前各号に掲げるもののほか、感染症対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（感染症対策課の所掌事務）

第四十八条の三　感染症対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
二　感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（企画・検疫課の所掌に属するものを除く。）。

（予防接種課の所掌事務）

第四十八条の四　予防接種課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　予防接種の実施に関すること。
二　生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第一章第二節第三款第四目の目名を次のように改める。

第四目　医薬局

第四十九条の見出しを「（医薬局に置く課）」に改め、同条中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に、「十二課」を「六課」に、

「血液対策課
生活衛生・食品安全企画課
食品基準審査課
食品監視安全課
検疫所業務課
生活衛生課
水道課」

を「血液対策課」に改める。

第五十条第一号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、同条第六号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、「（第六条第十八号から第三十四号までに掲げるものを除く。）」を削る。

第五十五条第五号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改める。

第五十六条から第五十八条まで　削除

第五十八条の二から第五十八条の四までを削る。

第百二十一条の三第四号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第二条　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年九月一日から施行する。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。
一　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第一号
二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の四の二第一号